

■令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(建築主体工事) 第8回設計変更理由書

費目			工種		変更理由	備考
1	C11	金属工事		天井吊りカーテンレール	保健室のベッドのプライバシーを高めるためベッド廻りに天井吊りカーテンレール・カーテンを追加する。	
	C20	雑工事		取付運搬費 カーテン		
2	F1	外構解体		既存バックネット基礎撤去・解体	既存バックネット基礎・オイルタンク基礎・門柱・体育館との間の土間コンクリート解体が見込まれていなかったため計上する。 実績に合せ発生材積込運搬、処分を変更する。法面階段の発生材積込運搬、処分を原設計で見込んでいなかったため計上する。	
	F2	発生材 積込・運搬費		オイルタンク基礎撤去・解体 門柱撤去・解体 土間コンクリート解体 カッター切り コンクリートガラ 木くず アスコンガラ		
	F3	発生材処分		コンクリートガラ 木くず アスコンガラ		
3	C11	金属工事		手すり金物ソケット 手摺 運搬費 取付費	音楽室の段で高くなった部分の窓の高さが床より1100mm以下で危険なため落下防止手摺を設置する。	
4	C17 B17	内外装工事 内外装工事		コルクボード貼 コルクボード貼	コルクボード張り範囲を変更したため現場に合せ数量変更する。コルクボードが減った部分の掲示クロス増加分は現場の了解の上計上しない。	
5	E E31B	外構工事 代価表		手洗・足洗場5口 水栓柱 SUS製 ^ク レチン ^ク 見切り sus水栓柱 CB積 壁モルタル塗り 25角タイル張	中庭足洗い場は設計の位置では児童の衝突の恐れがあるため水栓柱から壁付に変更する。	
6	E	外構工事		SUS製上下ポール 取付・運搬 基礎工事費 クサリ取付金物2ヶ所収納ボックス	法面階段上部の車止めは擁壁基礎の位置により設置を取りやめチェーンをメッシュフェンス支柱に取り付ける。また、チェーンの収納ボックスを設置する。	
7	C16	塗装工事		SOP塗シャッター面	防火シャッター面は塗装するとはがれてしまうため塗装を取りやめる。常時収納されているため意匠的にも問題ない。	
8	C6 B6 A6	防水工事		雑シーリング	床のフローリングの伸縮による浮きを防止するため壁際にクリアランスをとりシーリングを施工する。	

■令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(建築主体工事) 第8回設計変更理由書

費目			工種	変更理由	備考
9	D1	渡り廊下ミール	水性高耐候性477化フッ樹脂 グリヤ塗料塗 額縁WP塗装	外壁ALC面の塗装が見込まれていなかったため計上するもの。	
9	D1	渡り廊下ミール	既存外壁コンクリートカッター切り コンクリート研り	渡り廊下ミールと接続部のスクールミールの袖壁が不陸があったため研り工事が必要となりました。	
10	C11	金属工事	ガラス押え金物 穴あけ加工切断取付	1階CRの学校間仕切り上部のFIX窓の上部押え金物がみこまれていなかったため計上するもの。	
11	C20	雑工事	クッションマット	校長先生と協議の結果なしとするもの。	
12	G	法面階段	メッシュフェンス	法面階段下部にてフェンスと擁壁の間に隙間があり児童の危険があるためフェンスを延長するもの。	
13	B11	金属工事	国旗取付用フック	校長先生より国旗取付用フックの要望があったため設置するもの。	
14	B7	鉄骨工事	東鉄骨階段隙間塞ぎ工事	南棟屋外階段上部と踊り場の間の隙間を塞ぐ金物を設置する。	
15	A9 B9	木工事	軒先水下鼻隠し	当初は軒樋金物はゲルバー梁（@1900）に取り付ける予定であったがもっと短い間隔（@600）で取り付ける必要が生じたため鼻隠しを施工する。	
16	B9	木工事	外国語教室黒板取付柱	外国語教室黒板位置を使用しやすいよう中心より北寄りに設置するため柱を施工するもの。	
17	C9	木工事	東鉄骨階段横本棚 東鉄骨階段横本棚	東棟鉄骨階段本棚は図面には表記されていたが内訳にみこまれていなかったため計上するもの。	
18	C9	木工事	造作材正割材 小節 大工手間ライン照明取付下地	現場にて協議の結果木ルーバー部分の照明が増えたため取付下地を増加するもの。	
19	C8 C16	石タイル工事 塗装工事	25角タイル 外装薄塗材E	玄関横の足洗い場の腰壁を吹付タイルとしていたが汚れにくくするためタイル張りに変更する。	
20	D3 D4 D5	車寄せ 駐輪場1 駐輪場2	車寄せ妻側ケラバ 加工取付施工費 駐輪場妻側ケラバ 駐輪場妻側ケラバ	原設計では駐輪場・車寄せのケラバのルーバーと屋根の間は何もなしとしていたが下地が見え意匠上よくないためガルバリウム鋼板で目隠しを施工する。	

■令和５・６・７年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(建築主体工事) 第8回設計変更理由書

費目			工種	変更理由	備考
21	C10	屋根及び樋工事	堅樋GL部単管付き角丸接続管 堅樋GL部角型スライソケット	アルミ75角の堅樋と埋設配管の丸パイプに接続できないため接続管を施工するもの。	
22	C14 B14	木属製建具工事 木属製建具工事	学校間仕切りI型ハンドル 学校間仕切りI型ハンドル	C Rの学校間仕切りにオープンスペース側から入るとき両端の扉にメーカーの標準仕様では引手がな いためハンドルを施工するもの。	
23	A14 B14 C14	木属製建具工事	閉鎖時緩衝金物	木製建具の引き戸が軽く締めた時に勢いが強すぎる為上部溝内に緩衝金物を設置する。	
24	A17 B17 C17	内外装工事	掲示クロス壁出隅L型アンクル 塩ビ 取付加工費 運搬費	掲示クロス仕上の出隅部分が掲示クロスが固いため浮きが発生するためアンクル塩ビを施工する。	
25	E E41	外構工事 代価表	砂場改修	図面には記載されていたが内訳書にみこまれていなかったため計上するもの。	
26	E	外構工事	インターロッキングブロック 蓋 U字側溝	玄関扉前のステンレスマットで雨水は防ぐことができるためU字側溝を取りやめる。	
27	D4 D5	駐輪場1 駐輪場2	D19 D13 加工組立 運搬費 D19 D13 加工組立 運搬費	駐輪場の基礎部分の柱鉄筋が見込まれていなかったため計上するもの。	
28	E	外構工事	誘導ブロック 誘導タイル	原設計では法面階段部分も誘導ブロックでみていたが、当該箇所は誘導タイルの方がふさわし いため変更する。外構図に記載の法面階段と少し形状がかわったため合計数量が増えました。	
29	A20 B20 C20	雑工事	KY←階段用誘導標識 KY→階段用誘導標識 専用プレート140*254 TY→通路誘導標識 TY←通路誘導標識 HY避難口誘導標識	設置届を提出している中で消防署より指導があり誘導標識14ヶ所の設置が必要となりました。	
30	A11 B11 C11	金属工事	中継下レンφ100	A・B部とC部に2重計上となっていたため、A・B部を減とし、C部も15ヶ所に修正する。	
31	D1	渡り廊下ミール	水性高耐候性47℃化フッ樹脂 カラー塗料塗 防水型複層塗材E	渡り廊下ミールの外壁塗装がALCでは水性高耐候性47℃化フッ樹脂 カラー塗料塗はジョイント部は シールだけで止水しており防水性に不安があるため防水型複層塗材Eに変更する。	
32	E	外構工事	アスファルト舗装	施工完了時に現地実測した所面積が減っていたので減とする。	

■令和5・6・7年度四万十市立東山小学校校舎改築工事(建築主体工事) 第8回設計変更理由書

[illegible]